

史跡脇本城跡保存整備工事報告書IV

令和3(2021)年3月

秋田県男鹿市

史跡脇本城跡保存整備工事報告書IV

令和3(2021)年3月

秋田県男鹿市

発刊によせて

史跡脇本城跡は、平成16年に史跡指定を受け、男鹿市では史跡脇本城跡整備基本計画に沿い平成27年度より保存整備事業を進めております。

また、保全・管理・活用の分野においては、脇本城址懇話会、史跡脇本城跡案内人等、多くの方々に支援を頂いております。

この脇本城跡が立地する生鼻崎は、崖に露出している北浦層と脇本層の互層が大変美しい縞状になっていますが、平面、崩れやすい性格を持っており、江戸時代から数回にわたり崩落を繰り返してきたことが記録により明らかになっています。

このような土質のため、平成30年5月の豪雨により、内館地区の曲輪脇の斜面等の数ヶ所が崩落しました。

史跡脇本城跡調査整備委員会での協議のもと、令和元年度に工法を検討し、崩落地点の内2箇所について、令和2年度国宝重要文化財等保存・活用事業費補助事業により工事を実施いたしました。

この報告書は、工事の記録をまとめたものであります。少しでもお役立ちいただければ幸いです。

最後になりましたが、多大なご指導、ご助言を賜った文化庁文化資源活用課、県教育庁生涯学習課文化財保護室、史跡脇本城跡調査整備委員会ほか、関係各位に対し、深く感謝いたします。

令和3年3月

男鹿市長 菅 原 広 二

例　　言

- 1 本書は平成30年5月18日に起こった豪雨災害の復旧に対する国指定史跡脇本城跡災害復旧工事の報告書で、令和2年度に行った工事に関する記録をまとめて刊行したものである。
- 2 本工事は令和元・2年度国宝重要文化財等保存・活用事業費補助事業により実施したものである。
(令和元年度：地形測量・実施設計、令和2年度：復旧工事)
- 3 本工事は文化庁文化資源活用課、秋田県教育庁生涯学習課文化財保護室、史跡脇本城跡調査整備委員会の指導のもと、男鹿市が実施したものである。
- 4 本工事の工法ならびに施工等については、令和元年度の史跡脇本城跡調査整備委員会の中で、検討を行ったものである。
- 5 本書の執筆は男鹿市観光文化スポーツ部文化スポーツ課副主幹伊藤直子が行った。
- 6 本工事における図面・写真等は一括して男鹿市が保管している。
- 7 本工事において、史跡脇本城跡災害復旧工事についての実施設計・工事監理業務を株式会社創宇舎に委託した。

目　　次

発刊によせて

例　　言

第1章　概　要

第1節　史跡脇本城跡の概要	1
第2節　史跡の指定	2

第2章　保存整備事業について

第1節　事業に至る経緯	4
第2節　保存整備事業の内容	8
(1) 工事の概要	8
(2) 工事区及び工法の選択について	8
(3) 工事について	9

第3章　まとめ

第1節　令和2年度工事について	22
(1) 本工事の経過	22
第2節　過去に実施した工事の経過	22
第3節　今後の課題	24

第1図　　史跡脇本城跡位置図・・・・・・	3	第10・11図　1工区工事状況①②・・・・・・	18
第2図　　史跡指定範囲と崩落個所・・・・	5	第12・13図　2工区工事状況①②・・・・・・	20
第3・4図　崩落個所写真①②・・・・・・	6	第14図　　過去の崩落個所復旧工事位置図・・・	23
第5図　　工事施工個所・・・・・・	11	第15図　　工事経過観察（平成18年工事区）・・・	25
第6図　　1工区平面図・縦断図・横断図	12	第16図　　工事経過観察（平成18・21年工事区）	26
第7図　　2工区平面図・縦断図・横断図	14	第17・18図　工事経過観察（平成25年工事区①②）	27
第8図　　植生マット切土部標準図・・・・	16	第1表　　復旧工事工法の比較・・・・・・	10
第9図　　植生マット盛土部標準図・・・・	17	第2表　　過去に実施した工事の経過・・・・・・	24

第1章 概要

第1節 史跡脇本城跡の概要

男鹿半島は、平坦な海岸線の東北地方北部においては唯一日本海上に突き出した半島であり、古くから交通の要所として知られていた。

脇本城跡は男鹿半島の南側付け根部分に位置する城館跡である（第2図）。脇本城跡は、標高100m程の丘陵全体に広がり、面積は約150haと広大である。平成16年に国指定史跡となっている。

鎌倉時代末期に十三湊を拠点とし、青森県から北海道南を支配していた豪族である安東氏は、その後日本海沿いの秋田湊（秋田市）、楡山（能代市）においてそれぞれ湊安東氏、楡山安東氏となり、元亀元（1570）年に楡山安東氏の愛季が湊安東氏を配下に置くことで統一された。湊城と楡山城のほぼ中間地点にある脇本城は、天正5（1577）年、愛季が從来あった城を大規模に繩張りし直し、居城にしたとされる。愛季は蝦夷鳥やアイヌへの対応、また朝廷や織田信長等の大名との外交のため、内政面では肥大化した領地を固めること、家臣團を再編成することを目的として、要となる城館を必要とし、この脇本の地に築城するに至ったのである。しかし天正15（1587）年に愛季が病死した後、次男の実季が跡を継いだものの、一族である湊通季との湊合戦が起こった。実季は天正19（1591）年に安東氏姓から秋田氏に改称する。脇本城の破却時期については、天正18（1590）年の奥州仕置き、または慶長7（1602）年の移封時期と考えられている。

脇本城は海に突き出した生鼻崎から北側に広がる丘陵を利用して築城されている。南側は崩落によつて崖となり、城の西側も尾根の下は急傾斜面となっており、天然の要害と呼ぶにふさわしい景観である。その土地は守りに適しているだけでなく、海からの來訪者にその存在を誇示する役割をも果たしていると想定される。

城から周囲を見渡すと、眼下に日本海を一望でき、南は山形県との境にある鳥海山、西には信仰の山である真山・本山、南東には城下町である脇本郷集落と、その眺望に目を奪われる。

平成5年度から14年度まで第10次にわたる城の遺構調査を実施し、踏査による遺構の把握を行つた。その結果、城域は約150万m²に拡がると考えられ、規模が大きい上に遺構の残存状態も良好であることなどが分かっている。

また平成12年度からは保存管理のための調査を20次にわたり補助事業により実施した。これまでの確認調査では、城の所在する丘陵の広範囲に遺構および遺物の分布を認め、また内館、馬乗り場、兜ヶ崎の3地区が主要な地区であることを推測している。

出土遺物は多種にわたっている。陶磁器類が多数出土しているが、なかでも貿易陶磁の比率が高く、威信財とされるものも数多く出土していることが特徴である。その他、西側のお念堂地区では水分の多い土質から木製品が大量に出土している。木製品は日常生活の道具から、仏教供養に関わるものまで多種多様である。出土遺物の一部は、平成30（2018）年に男鹿市有形文化財に指定されている。

また、空堀跡、土塁、掘立柱建物跡、柵・塀跡、井戸跡、溝跡等の施設や、盛土・整地等による大規模土木工事の痕跡も確認されるなど、脇本城跡は県内でも代表的な中世城館の一つとして高い評価を受けている。

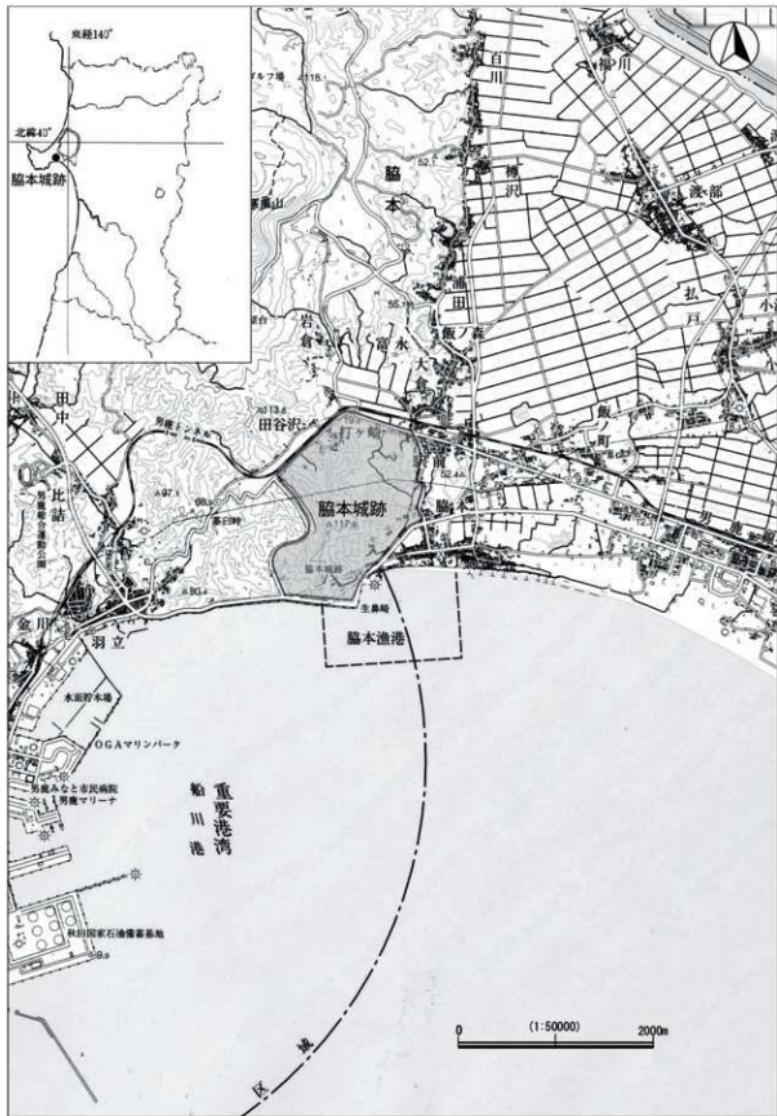
第2節 史跡の指定

脇本城跡は、平成6年度に男鹿市の史跡として指定され、保護のための第一歩を踏み出した。さらに、平成8年度には秋田県の史跡に指定、平成11年度に一部が男鹿市による史跡の追加指定を受け、平成16年度に国の史跡として指定された。また、平成20年には男鹿市が管理団体として指定を受けている。

名 称	史跡 脇本城跡(しせき わきもとじょうあと)
所 在 地	秋田県男鹿市脇本脇本字七沢・字兜ヶ崎・字打ヶ崎・字挟間田・字乍木・ 字横町道上・字田谷沢・字立木沢
指定年月日	平成16（2004）年9月30日 文部科学省告示第142号
指 定 面 積	1,287,382.77m ²
指 定 の 經 緯	平成7（1995）年2月23日 男鹿市の文化財に指定 （指定面積 788,626.77 m ² ） 平成9（1997）年3月14日 脇本城跡が秋田県の文化財指定 （指定面積 784,346.77 m ² ） 平成12（2000）年3月28日 脇本城跡の一部を男鹿市の文化財に追加指定 （指定面積 62,630 m ² ） 平成16（2004）年9月30日 脇本城跡が国の文化財に指定 （指定面積 1,287,382.77 m ² ）



史跡脇本城跡空撮写真（左：全景、右：内館地区から城下町地区をのぞむ）



第1図 史跡脇本城跡位置図

第2章 保存整備事業について

第1節 事業に至る経緯

脇本城跡は北浦層・脇本層という砂質の軟弱な地盤の上に立地している。また、過去の地震では城の南端が海中に崩落したとされている他、平成19年（2007）の第16次確認調査でも過去の崩落の状況が明らかとなっている。ここ数年でも大雨などの影響で崩落が起こっており、その数は平成16（2004）年の指定後からの10年間で大小合わせて総計38箇所に及ぶ。（H16～22年：16か所、H23年：15か所、H25年：2か所、平成30年：5か所）

平成30（2018）年5月18日に発生した豪雨（日降水量地域歴代2位）により、男鹿市内各地区で家の床上浸水や道路の決壊が生じた。脇本城跡でも5カ所について斜面の崩落を確認した。その内の1つは、国道101号線生鼻崎トンネル船川側出口付近で発生し、崩落した土砂や樹木が生鼻崎トンネル出口付近をふさいだため、通行が困難となり一時通行止めとなつた（第2～4図）。

上記崩落地点の内、見学者の安全確保に影響の大きい、内館地区崩落地点の中の2か所について令和元・2年度に国庫補助事業として採択を受け、災害復旧工事を行った。

なお、国道101号線付近での崩落は、秋田地域振興局により災害復旧工事（平成30～令和2年度）を行つた。現在のトンネルに法面崩落対策として洞門（R C ボックスカルバート）を接続する工法を用いて実施した。工事は令和2（2020）年12月15日に完成し、約2年半にわたる通行止めが解除された。

経緯は以下の通りである。

平成30年度

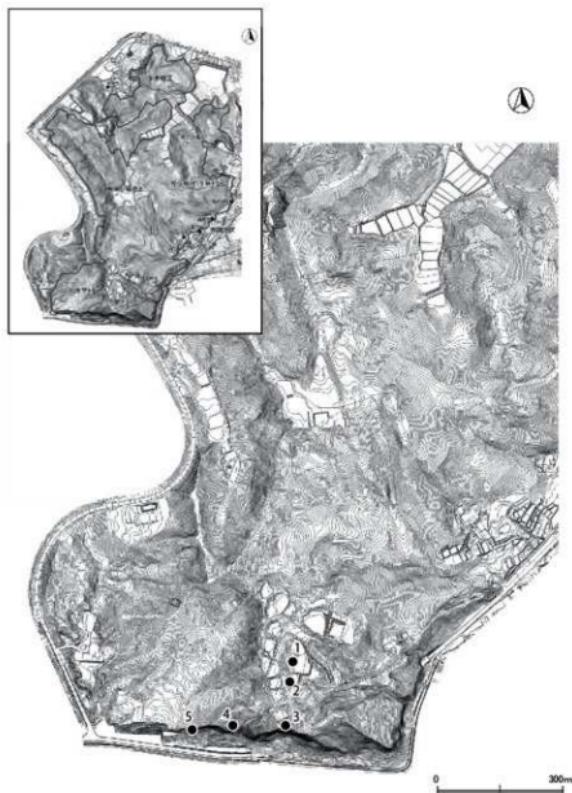
- 5月18日 日降水量観測史上第2位の記録的豪雨、内館地区3か所、国道101号線沿い2か所
で斜面の崩落を確認
- 6月23日 文化庁にき損を届出（平成30年5月23日付男教第314号）
- 6月12日 史跡脇本城跡調査整備委員会にて、き損を報告・現地確認
- 8月1日 文化庁記念物課五島文化財調査官による現地指導
- 1月30日 平成31年度国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金交付申請書提出
(平成31年1月30日付男教第1334号)

令和元年度（平成31年度）

- 4月1日 平成31年度文化財保護管理費補助金交付申請書提出
(平成31年4月1日付文第11号)
- 6月20日 脇本城跡土砂災害箇所測量業務契約締結（株式会社さくら技研）
- 9月25日 史跡脇本城跡調査整備委員会 対馬委員による現地指導
- 10月1日 史跡脇本城跡斜面復旧整備工事令和元年度実施設計業務契約締結
(株式会社創宇舎)
- 10月8日 史跡脇本城跡調査整備委員会で復旧工法について検討
- 1月29日 令和2年度国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金交付申請書提出
(令和2年1月29日付文第157号)

令和2年度

- 4月 1日 令和2年度文化財保護管理費補助金交付申請書提出
 　　(令和2年4月1日付文第12号)
- 5月 7日 復旧工事に伴う史跡脇本城跡現状変更等許可申請書提出
 　　(令和2年5月7日付文第31号)
- 6月 22日 史跡脇本城跡令和2年度災害復旧工事契約
 　　(株式会社橋本工務店 工事期間6月22日～8月5日)
 　　同 工事監理業務契約(株式会社創宇舎)
- 7月 15日 文化庁文化資源活用課五島主任文化財調査官による現地指導
- 8月 25日 計画変更承認申請書提出(令和2年8月25日付文第74号)
- 11月 9日 史跡脇本城跡調査整備委員会にて報告



第2図 史跡指定範囲と崩落個所



第3図 崩落個所写真①



地点4（生鼻崎トンネル船川側出口 西から）



地点4（東から）



地点5（西から）



地点4付近 土留め



国道101号線通行止めの状況

第4図 崩落個所写真②

第2節 保存整備事業の内容

(1) 工事の概要

〔工事名〕	史跡脇本城跡令和2年度災害復旧工事
〔入札日〕	令和2年6月11日
〔契約日〕	令和2年6月22日
〔契約金額〕	金 2,736,800円
〔工事着工日〕	令和2年6月22日
〔工事完成日〕	令和2年8月 5日
〔工事業者〕	株式会社 橋本工務店
〔仕様〕	1地区 切土部 = 39m ³ 掘削工 8m ³ 、法面整形工 39m ³ 、植生マット工 35m ³ 盛土部 = 63m ³ 盛土工 23m ³ 、法面整形工 53m ³ 、植生マット工 63m ³ 2地区 切土部 = 35m ³ 掘削工 5m ³ 、法面整形工 29m ³ 、植生マット工 33m ³ 盛土部 = 63m ³ 盛土工 11m ³ 、法面整形工 29m ³ 、植生マット工 34m ³

(2) 工事区及び工法の選択について

本工事は平成30年5月の豪雨により崩落した2か所の復旧工事である。

1・2地区は史跡脇本城跡の主要地区である内館地区的中央部に位置し、1工区が曲輪10西側斜面、2工区は曲輪9西側斜面である。いずれも史跡見学ルート沿いであり、安全な通行に支障をきたすことから速やかに復旧する必要があった。

工法については、自然侵入促進型植生マット工を選択し、法面の復旧と保護を行った。崩落土を除去後、盛土し、法面を復旧した。盛土内には土のう積みと平置きを併用し、再崩落を防いでいる。

地表面には自然侵入型植生マット（種子なし）を敷き、盛土の流出を防止している。盛土およびマットはアンカーピンで固定（一部地山土まで貫通）した。施工は人力により実施した。

自然侵入促進型植生マット工選択について（第1表）

今回の復旧工事は小範囲のため、平成26年の復旧工事で採用したジオファイバー工（連続繊維補強土）のように大規模なプランツを設置して実施する工事ではなく、史跡保護のため重機を使用せずに施工可能な工法として、自然侵入型植生マット工を選択した。

- ・粗密ネットによる半開構造により、法面に平場を形成して飛来種子が定着しやすく現存種子の生育も妨げないこと
- ・吹付機械の設置が不要なため、小面積法面への対応が容易であること
- ・ネットと不織布のシートが雨滴の衝撃を緩和し、また流下速度を下げるため、高い法面保護機能（浸食防止）が期待できること

以上3点の特徴を踏まえ、史跡脇本城跡調査整備委員会の指導により決定した。

(3) 工事について

工事は以下の手順で行った。段階確認を男鹿市・監理委託業者（株式会社創宇舎）が実施した。

■準備工

工事に先立ち基準点、障害物等の確認を行った。

■掘削工・法面整形工・植生マット工

崩落土除去後に丁張（段階確認 位置）

土のう積み 人力にて土のう積みおよび平置きを行いアンカーで固定する。

（段階確認 延長測、高さ、面積）

法面整形 人力にて盛土により法面を整形する。（段階確認 法長）

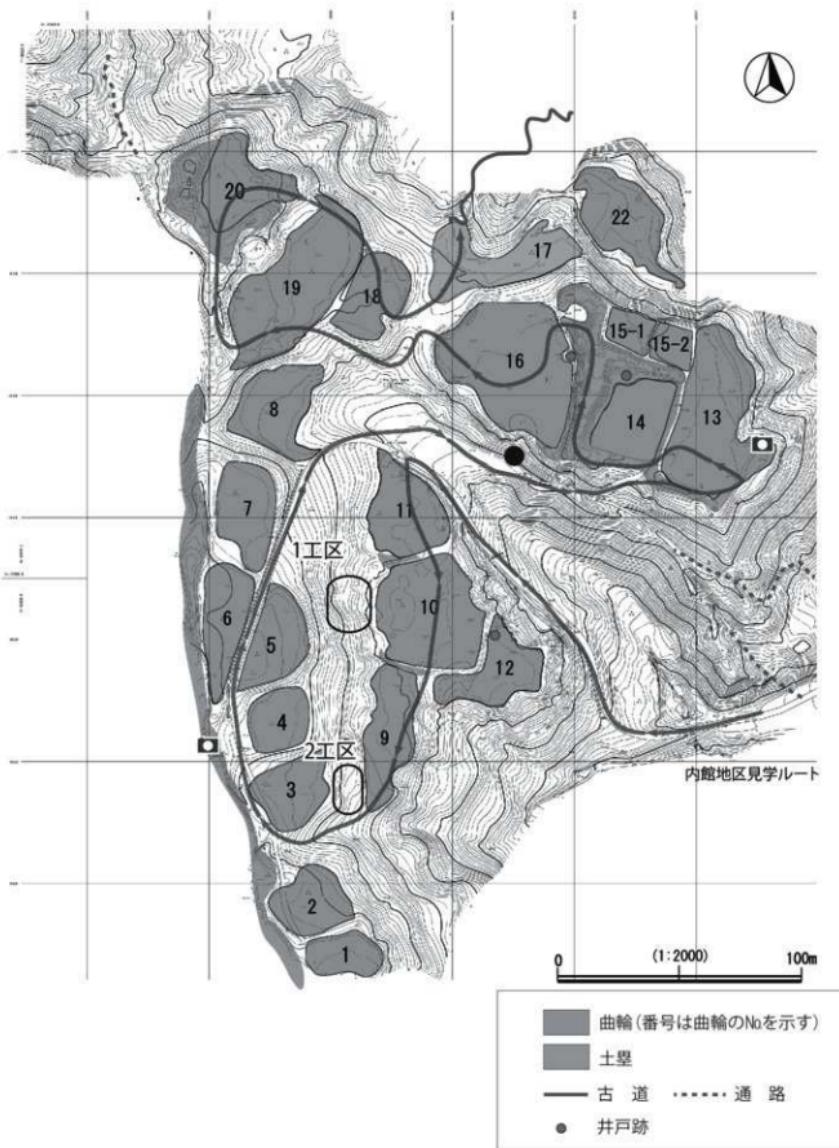
材料検収 植生マット（寸法確認）

植生マット 人力にてマット敷設を行いアンカーで固定する。（段階確認 面積、辺長）

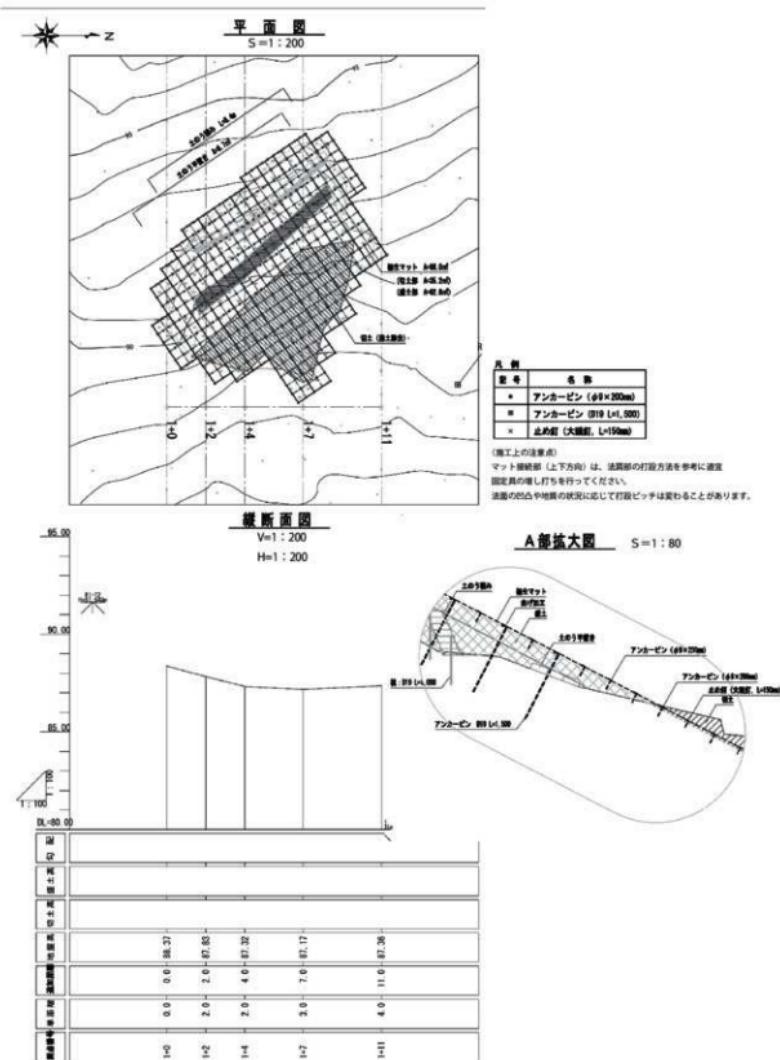
本復旧整備工事にあたり、遺構の保護や景観への配慮、復旧方法などに配慮する必要があったため、実施設計・工事監理業務について株式会社創宇舎へ委託した。

第1表 復旧工事工法の比較

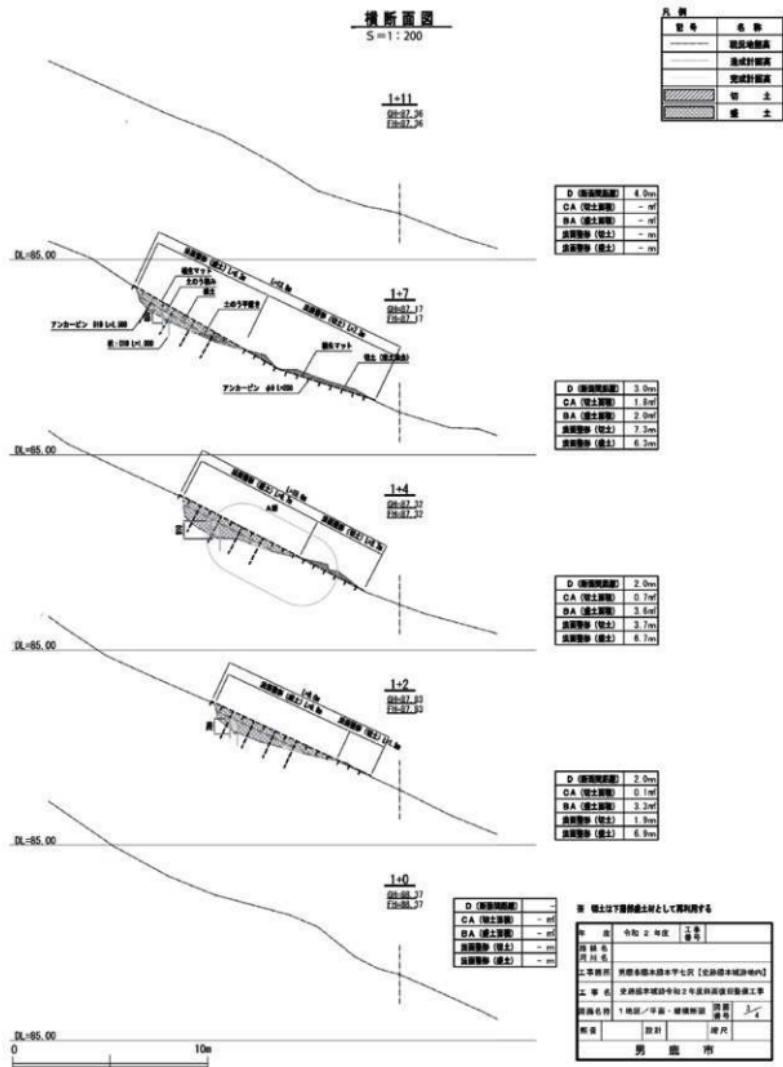
工法 項目		植生吹付工法	自然侵入促進型植生マット工法	植生土のう設置工	
文化財	遺跡保護	○ 新たな掘削が不要なため保護への問題は生じない	○ 新たな掘削が不要なため保護への問題は生じない	○ 現地発生土を詰めるため保護への問題は生じない	
	地形復元と景観調和	○ 生育基盤材吹付のため、ある程度の精度確保で旧地形に合わせた地形復元が可能	○ 幅1mのロール状マットのため旧地形に合わせた地形復元が可能	△ 土のう積みのずれや落下防止のためプレキャスト枠との併用が望ましく、景観復元度は低い	
工事	工事費と施工性	△ 機材・設置が必要なためやや高価	○ 吹付機械等が不要なため、小スペースでの施工が可能、小面積への対応が容易。比較的安価	△ 土のう一袋の仕上がり寸法が重く施工に時間を要する。3工法の中では高価。	
管理	植生能力	△ 種子なしの基盤材のため、飛来種子が定着することにより植生被覆を行うが、吹付面が平坦のため種子が留まりにくい生育基盤材が地山を密閉するため発芽成長は妨げられやすい	○ 粗密ネットの半開構造によって法面に平場を形成するため飛来種子が活着しやすい。粗密ネットにより地山に残る植物の生育を妨げないため、飛来種子と残存植物の併用が可能	△ 主に窪地に飛来した種子と現地発生土に混入した発芽成長によって植生被膜を行うため、発芽しやすい植生土のうを用いる。 地山を密閉するため、残存植物の成長は妨げられやすい	
	耐久性と法面の保護機能	△ 耐浸食性に優れる長期間裸地状態になってしまっても剥離しないよう圧密して吹付が必要 生育基盤が滑落した場合、地山の浸食が発生する恐れがある	○ 生育基盤はネットにより保護され、粗密ネットと不織布シートが雨滴衝撃を緩和、植生袋が雨水の流下速度を軽減するため高い法面保護機能が期待される	○ 土のう袋により土壤が保持され、法面全体を覆うため高い法面補助機能が期待できる	
	維持管理	○ 草刈り等、通常の維持管理のみ	○ 草刈り等、通常の維持管理のみ	○ 草刈り等、通常の維持管理のみ	

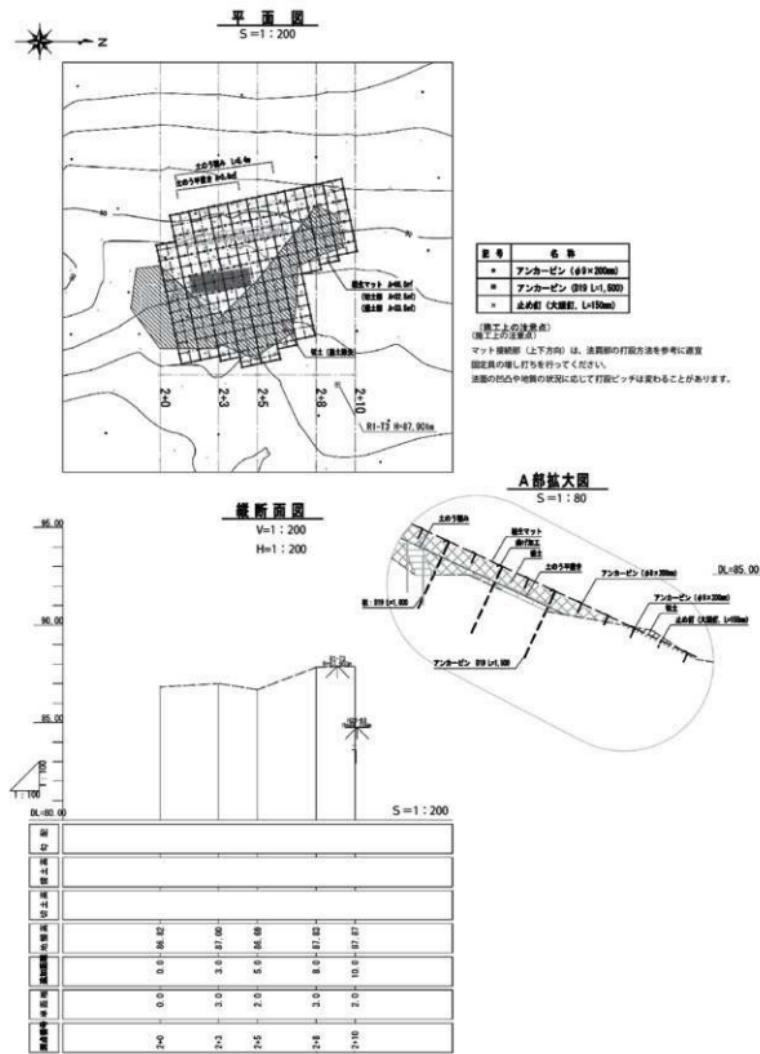


第5図 工事施工個所

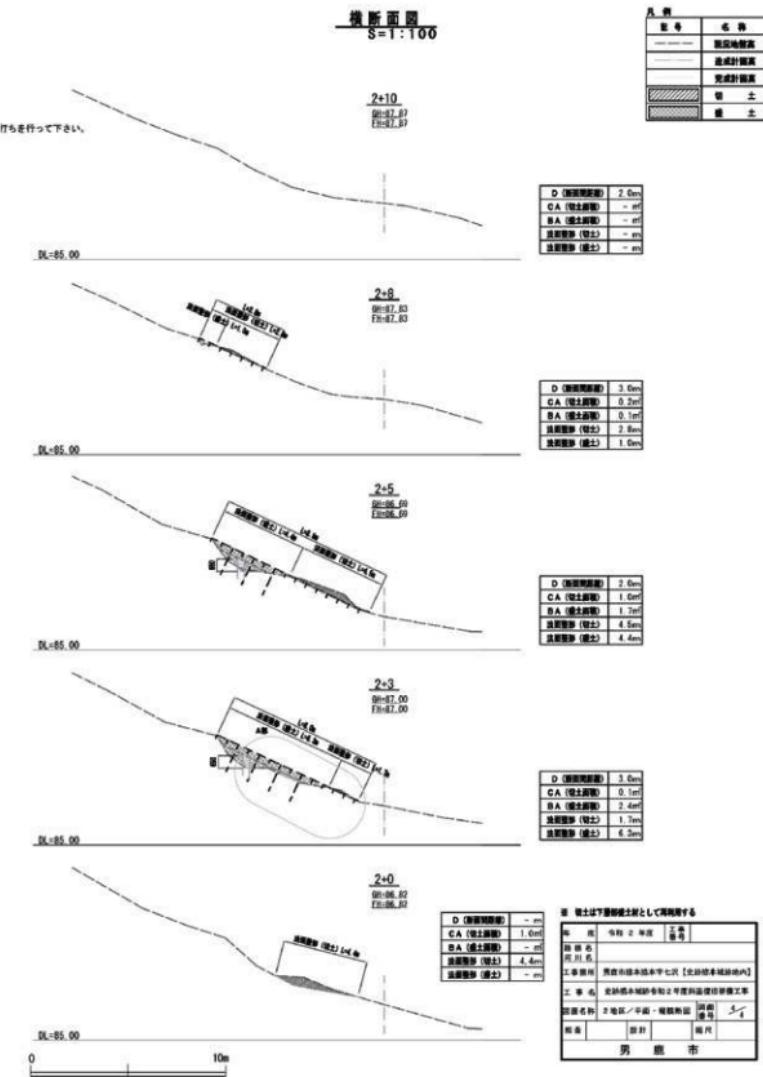


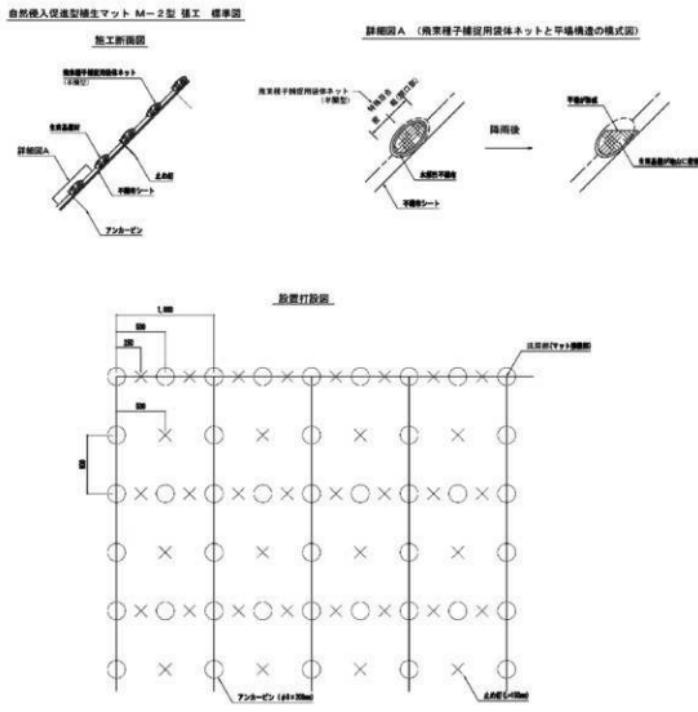
第6図 1工区平面図・縦断図・横断図





第7図 2工区平面図・縦断図・横断図





(施工上の注意点)

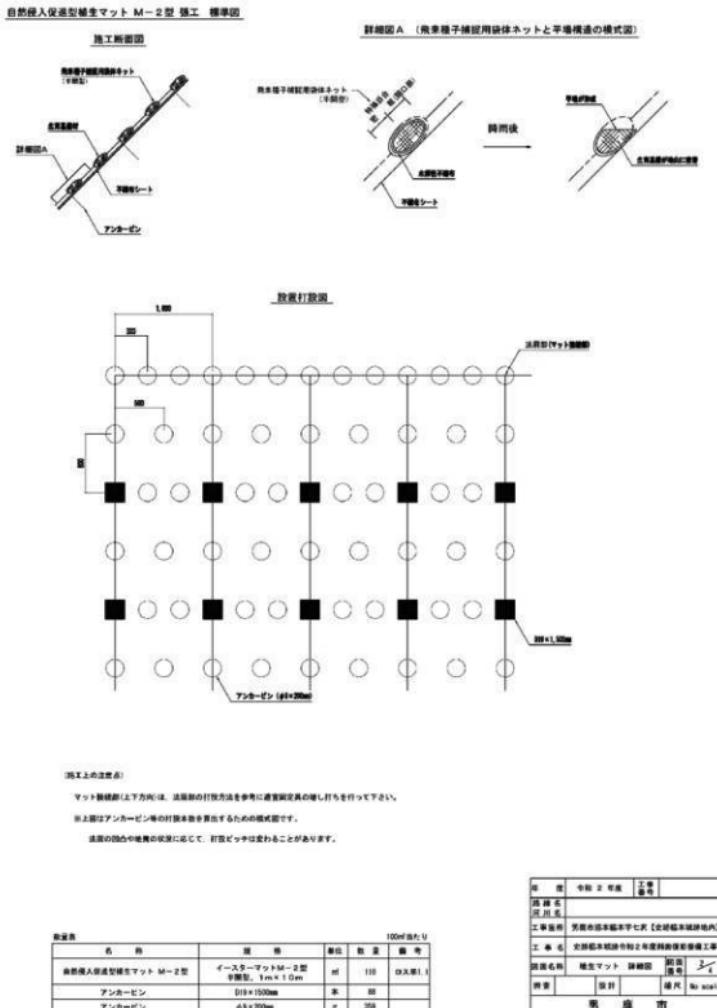
マット接続部(上下方向)は、接合部の打設方法を参考に適宜固定具の埋込打ちを作って下さい。

※上図はアンカーピン等の打設位置を算出するための様式図です。

法面の凹凸や地質の状況に応じて、打設ピッチは変わることがあります。

100mあたり				
名 称	用 目	単位	需 求	備考
自然侵入促進型植生マット M-2型	イースターマットM-2型 半鋼板, 1m×10m	m	110	口元港1.1
アンカーピン	ø5×20mm	本	277	
止め钉	大頭釘 L=150mm	m	240	

第8図 植生マット 切土部標準図



第9図 植生マット 盛土部標準図



削落土撤去
丁張り確認



土のう積み



法面整形

第10図 1工区工事状況①



植生マット張り



工事完成

第11図 1工区工事状況②



崩落土撤去
丁張り確認



土のう積み



法面整形

第12図 2工区工事状況①



植生マット張り



工事完成

第13図 2工区工事状況②

第3章　まとめ

第1節　令和2年度工事について

(1) 本工事の経過

今年度は平成30年の豪雨時により土砂崩れが起こった5か所の内、2か所について斜面の復旧工事を行った。本事業で敷設した自然侵入型植生マットは史跡本来の植生を守るために、種子の混入のないものを使用した。マットは、植物の生育を促すことにより盛土を安定させるため、施工直後の大雨が懸念されたが、今年度は夏～秋季に比較的安定した天候であったこと、工事完成が8月であり生育できる環境にあったことから、植生マットに種子が定着する様子が観察できた。次年度以降の生育によりさらに、安定する効果が見込めると思われる。今後も経過観察を継続して行う。



工事完成後1か月



工事完成後3か月

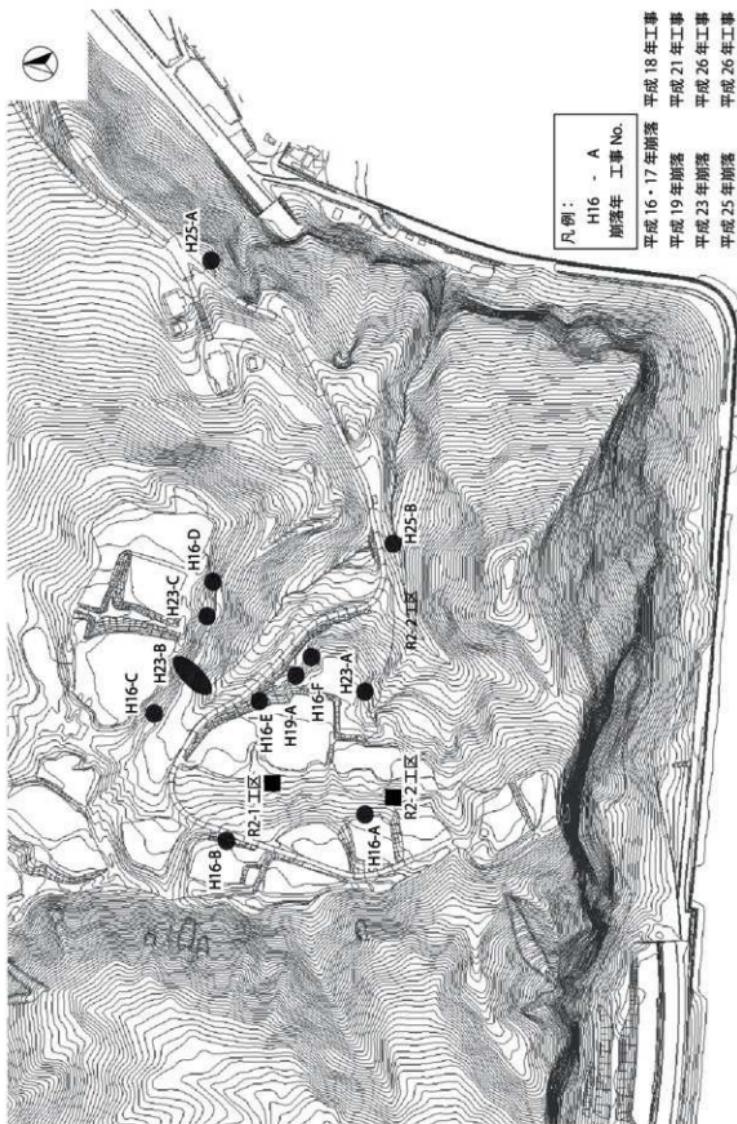
第2節　過去に実施した工事の経過

史跡脇本城跡内は、これまで3回の復旧工事を実施している（第14図・第2表）。その後の経過は以下のとおりである。

平成18年工事は、ネット柵によって法面下部の土留めを行う工法であったが、複数箇所で再崩落し、うち1か所は大規模崩落により、平成21年に再度工事を実施した。小規模にとどまった箇所は、法面にずれが生じている状態で、その後安定し維持している。平成19年工事は、より補強できるふとんかご工を採用し、現在まで安定している。

平成26年工事は、遺構に与える影響が最小限に留まり、強度を維持しつつ周囲の景観と馴染むジオファイバー工法を採用した。平成25年に崩落したA区（H 25-A）は夏季に完工となったため、直後に吹き付けた植生基材より植物生育が確認された。一方、他地区は秋季に完工となったため、十分な発芽が認められず、植生基材が雪解けの流水とともに流される懸念があった。発芽状況によっては、翌春に種子の際吹付も検討されたが、翌年、順調に生育し現在に至っている。

崩落箇所の地形、規模等により、複数の工法で工事を実施しており、今年度工事箇所も含め、今後も経過観察を行い、脇本城跡に適した工法を選択する資料とする。



第14図 過去の崩落箇所復旧工事位置図

第2表 過去に実施した工事の経過

工事年度	崩落年	工事区	工 法	現 状
平成 18 年 平成 16・17 年	A B C D E・F	ネット繩および 植生シート工 (種子あり)	再崩落なし	
			一部、再崩落によるずれが生じているが、その後維持している。	
			上方の曲輪端部に一部再崩落があるが、その後維持している。	
			再崩落なし	
			一部、再崩落によるずれが生じているが、その後維持している。	
平成 21 年	平成 19 年	A	ふとんかご及び 厚層機材吹付工 (種子なし)	平成 18 年工事地点が再崩落。平成 21 年工事後は再崩落なし
平成 26 年	平成 23 年	A～B	ジオファイバー工 (種子吹付あり)	秋季に完工したため、植生回復に時間を要した。再崩落なし
平成 26 年 平成 25 年	A	斜面上部 ブロック横工	再崩落なし	
		斜面下部 ジオファイバー工 (種子吹付あり)		
平成 26 年	平成 25 年	B	ふとんかご工	再崩落なし

第3節 今後の課題



脇本城跡の土質は砂岩及び泥岩で構成される北浦層及び脇本層上に立地しているため、崩れやすい性質である。また、築城時の盛土や整地による地形変更や切岸などが各所で確認されており、今後も土砂崩れの危険が高いといえる。

今回工事対象外となった 1ヶ所は史跡の南端にあたる内館地区曲輪 1 の一部である。この場所は、長年崩落を繰り返し、生鼻崎露頭となっている。今回の崩落前から曲輪 1 の南端は崩落の危険があるとして立ち入り禁止しており、今回の豪雨でさらに崩落が進んでしまったという状況である。

露頭の崩落を防止することは長年の懸案であるが、安定勾配の確保は、曲輪の多くを失うことになり難い。また海から標高 98 mまでの露頭部分に保護工事を実施することは工法・費用面から現状では困難である。露頭の上方のみを保護する工事も検討したが、境界部分の浸食が進行する恐れがあるという指摘から、今回は工事対象外とした。なお、本曲輪はトレンチによる一部確認調査を実施している。今後も浸食や崩落が進むことが予想されるため、現状の地形を把握するとともに、経過を観察する。

崩落しやすい土質であるものの、大規模な排水処理施設や安定勾配を確保する等の崩落防止工事を実施することは困難なため、完全に防止することは難しい。史跡のもつ排水能力を維持するための排水溝等の管理を適切に実施するとともに、法面保護について、脇本城跡に適した方法を探っていきたい。

【参考文献】

- 男鹿市教育委員会 2007『史跡脇本城跡保存整備工事報告書』
- 男鹿市教育委員会 2007『史跡脇本城跡保存管理計画書』男鹿市文化財調査報告第 33 集
- 男鹿市教育委員会 2009『史跡脇本城跡保存整備工事報告書Ⅱ』
- 男鹿市教育委員会 2012『国指定史跡脇本城跡一括総括報告書』男鹿市文化財調査報告第 40 集
- 男鹿市教育委員会 2013『史跡脇本城跡整備基本計画書』男鹿市文化財調査報告第 43 集
- 男鹿市教育委員会 2015『史跡脇本城跡保存整備工事報告書Ⅲ』男鹿市文化財調査報告第 44 集

H16-A



H16-B



H16-C



平成 18 年工事完成時の状況

令和 2 年の状況

(工事番号は第 14 図と対応)

第 15 図 工事経過観察（平成 18 年工事区）

H16-D



平成 18 年工事完成時の状況



令和 2 年の状況

H16-E・F



平成 18 年工事完成時の状況

H19-A



平成 21 年工事完成時の状況

16-E

19-A

16-F



令和 2 年の状況

(工事番号は第 14 図と対応)

第 16 図 工事経過観察（平成 18・21 年工事区）

H23-A



H23-B



H23-C



平成 26 年工事完成時の状況

令和 2 年の状況

(工事番号は第 14 図と対応)

第 17 図 工事経過観察（平成 25 年工事区①）

H25-A



H25-B



令和2年の状況



平成26年工事完成時の状況

（工事番号は第14図と対応）

第18図 工事経過観察（平成26年工事区②）

史跡脇本城跡保存整備工事報告書Ⅳ

発 行 令和3年3月

編集・発行 男鹿市文化スポーツ課

〒010-0595 秋田県男鹿市船川港船川字泉台66-1

TEL 0185-23-9103 FAX 0185-23-9200

印 刷 秋田協同印刷株式会社

